

「瞬解・ビジネス実務法務検定試験®3級テキスト、同分野別過去問題集」 追補  
意匠法の改正

著者 塩島 武徳

改正意匠法が令和2年4月1日から施行されることに伴い、改正ポイント（出題範囲に関するもの）をお知らせいたします。

※令和2年6月実施検定から改正点が出題範囲に加わります。

改正点	改正前	改正後
意匠の定義	この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。）の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。	この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。）の形状、模様もしくは色彩もしくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの）に限り、画像の部分を含む。）であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
保護対象	①物品（動産）及び物品の一部分のデザイン（全体意匠・部分意匠） ②機器の操作画像（その機能を発揮するため、その機器に内蔵され表示されるもの・GUI） ③関連意匠（バリエーション展開） ④組物意匠（セット品のデザイン） ⑤動的意匠（変化前後のデザイン）	左記に加え ⑥建築デザイン（建物外観など） ⑦内装デザイン（店内内装など） ⑧インターネット・クラウドにより配信される（機器に内蔵されていない）操作画像 ⑨機器から投影される画像、などを追加。
保護期間	意匠登録日から20年	意匠登録の出願日から25年 →実質、保護期間が延長される。

以上